

地域福祉活動職員の

福岡

ま

六

卷之三

社協活動前進のために

No.44・45 1999年2月発行 福岡県地域福祉活動職員連絡会 まなこ編集委員会 印刷 コロニ一印刷

福岡県地域福祉活動職員連絡会会員の皆さん、はじめまして。私は、去る六月一四日実施されました、福岡県京都郡豊津町の町長選挙に初めて立候補し、皆様方の心温まるご支援によりまして、初当選させていただきました、畠中茂広と申します。

今回この皆様方の「まなこ」に投稿依頼がありましたのは、選挙が終わつて間もない七月の初め頃だつたと思ひます。電話での御依頼に、「はいわかりました。」と答えたものの、七月一〇日初登庁、その後の殺人的とも言える、各方面への挨拶回り、府内各課の業務の勉強、課題の把握等々。安請合いした我身の浅はかさと、反省と共に、後悔している次第です。しかし、今回のテーマ「介護保険導入後の自治体と社協」は、私自身が、町政を担う立場からも避けては通れない今日的重要な課

赤旗、赤腕章をして、「自らの賃金労働条件改善」のみを主張する団体のように思われがちですが、私の所属する政策局は、自治体の政策について国がどのように考え、県は何を思い、市町村の実態は今、どうなっているのか、そして、どうあるべきかを追求し実践する部局でした。また幸いなことに、私は自治労中央の衛生医療評議会という所で役員をさせていただきました。折も折、今回の介護保険法制定の動きが開始をされて行きました。自治労は、国（厚生省）との直接交渉をくり返し

来であれば、福祉の一ふの字も基礎的知識がある身ではありませんでした。ところが、県職員二年間の終りの五年間を、組合活動専従という身分で過ごす中で、自治労（全国自治団体労働組合）の県本部政策局の仕事をさせていただきました。労働組合と言えば、赤旗、赤腕章をして、「自らの賃金労働

介護がなぜ社会的議論になつてきただのか？（法律制定の背景）

一九四五年第二次世界大戦の敗戦時、我国は、大混乱の中で何とか生命を守り、生きていくことで精いっぱいの状況でした。そのような中では、弱者＝高齢者、病人、障害者は、社会全体から見捨てられ、無念の内に葬られていました。からうじて、家族や親族の出来る範囲での看護や介護を受けることがせきのやま、それも、身内の愛情

介護がなぜ社会的議論 か？（法律制定の背景）

福祉の実態や市町村社協の置かれて
いる立場等が次第に解かつてくるよう
になりました。

少々前置きが長くなりましたが、こ
のような経験の中で私が今考へてゐる
「介護保険法」への思いと、自治体の
役割、社協の役割についてお話しいた
します。

特 集

「介護保険導入後の 自治体と社協」

題でもありますので、私の介護保険導入に際しての保険者（自治体）としての考え方を整理する意味も含めて御投稿させていただきます。

実施しながら、介護の社会化、公平・公正な国民の権利としての福祉の一環としての介護サービスの実施を追求してきました。私は、そのような時期に自治労中央の社会福祉協議会の仲間と共に、厚生省の皆さんと意見交換する機会を与えられたことを、自らの福祉に対する知識の無さを棚に上げつつ幸せに思いもしました。

又、県本部政策局にあつては、社会福祉関連の皆さんのお世話をさせていただく中で、多くの社協の仲間や、ヘルパーの皆さんと意見交換する機会を得ました。その中で、市町村における

にすがる外すべがありませんでした。やがて、諸先輩方の努力が実を結び、我が戦後の混乱から脱却していき、社会保障制度も少しずつ充実されてきました。例えば昭和二十五年の生活保護法、昭和三六年国民皆保険制度の完成等々。これらの社会保障制度の充実により、私どもの生活は大きく向上していました。今や国民の大多数が物質的豊かさを感じ得るまでに、経済的に成長してきたと言えます。しかし、こうした経済の高度成長の波に乗った我が「福祉」は、国や地方公共団体が、弱者救済、即ち「保護してやる」という形で発展してきたことは、否定できない事実だと思います。これまでの行政処分としての福祉の措置制度は、措置する側とされる側の力関係がハッキリしています。そのため、住民（市民）によつては、「私はお上の世話にはなりたくない」と強く福祉の申請をこぼむ方が出て来たりしています。これが現在の我が「福祉」の現状であり、限界であると思います。

一方我が国の高齢化は、他国に類を見ないスピードで進んできました。とりわけ過疎化の著しい市町村においてはすでに高齢化率が二五%を超えた自治体もあります。人口が高齢化すること自体何も悲観することないと考えていました。なぜなら、現在六五歳以上の方の九〇%程度が、健健康な高齢者であり、自立した生活が十分可能な方であるからです。要は、こうした健健康な高

齢者の皆さんのが今後もずっと健健康で長生きする方策をいかにして創り出すかということだと思います。これまでの

我国の医療や福祉は極めて「対症療法治的」であったと思います。例えば医療においての疾病をいかに早く見つけ早く治療するかという課題は、それ自体大変重要であり、今後も引き続き専門家の皆さんの研究に期待しておりますが、健康を個人の問題としてのみとらえるのではなく、個人をとりまく環境にまで目を向けて、「健康づくり」を科学的に追求することが重要だと思います。そして、健康を増進する環境因子を増やし、逆に健康を阻害する因子を減らしていく作業を、地域や社会全体で取りくむことが、求められていると思います。本来、「保健」とか「公衆衛生」と言われてきたことは、平たくいえばこの「健康づくり」の方法（プロセス）だと思います。しかも、今後の「健康づくり」は、健丈夫な人間だけの課題ではなく、「どんな状態にある人々」にとっても、「自己実現が出来ること」をも目標とする営みになつていかなければなりません。

こうしたことから、初めて、医療の出番があり、生活の面から福祉の出番が出て来ると思つています。即ち、どんなに健康づくりを徹底しても、人によつては、病気を得たり、体が不自由にならざるを得ないことが避けられないのが現実です。そうした人々が、自己を実現する権利を保障していくことが、これから

の社会保障の基本になくてはなりません。

現在高齢者の約五%が加齢により介護が必要かもしくは、生活支援を必要とすると言われています。そしてその内、在宅の高齢者の支援や介護は、ほんどうが家族の手によつてなされているのが現実です。しかも、実際の介護者は、女性でしかも介護者自身が、高齢者ということが言われています。今

の介護実態の悲惨さは、介護を受ける側も介護をする側も、いつたんその事実（介護の必要な高齢者を家族に持つこと）が発生するや、一部の例外をのぞいて、極めて深刻な事態となつています。例えば、介護の疲れからの心内や、介護をする方の急病死のための介護を受けていた高齢者餓死等は、だれもが遭遇する可能性のあることです。ところが、身近にそのような高齢者を持たない人々、若い人々にとつては、大変イメージしにくい場面であることがこの「介護の社会化」を今いち、遅らせている原因と私は考へています。医療保険の場合の皆保険化は定着しました感がありますが、病気に比べて、被保険者にとつての要介護の発生確率が小さいことが、コンセンサスが得にくいことの原因となつていています。そうしたことから、介護を現実に体験している人にとっては、とても深刻な問題であるにもかかわらず、介護を必要としない場面に生活している人にとつては、まさに他人事であるわけです。

地方自治体（介護保険の保険者）は、どう受けとめているか

今回の介護保険法は、国のレベルでの論議は成程多くの時間をかけてなされましたが、残念ながらその実施主体

ではなぜ今介護を社会化する介護保険を導入しようとする必要があるのでしょうか？

それは、今後益々進んでいくと予測される少子化・高齢化社会への準備とするとされています。そしてその内、在宅の高齢者の支援や介護は、ほんどうが家族の手によつてなされているのが現実です。即ち現在の高齢者に対する要介護・要支援の手だけは、からうじて現行の措置制度で対応できている（私は不十分、不公平と思つてはいるが）かもしれません。ここ一五～二五年内には、高齢化率がピークになり、とても現行では対応出来ないと考へているからです。しかも、我々の人口構造を見ると、ピーク時の人々は、第二次世界大戦敗戦後のベビーブームのいわゆる団塊の世代にあたります。例えれば、介護の疲れからの中や、介護をする方の急病死のための介護を受けていた高齢者餓死等は、だれもが遭遇する可能性のあることです。ところが、身近にそのような高齢者を持たない人々、若い人々にとつては、大変イメージしにくい場面であることがこの「介護の社会化」を今いち、遅らせている原因と私は考へています。医療保険の場合の皆保険化は定着してしまつた感がありますが、病気に比べて、被保険者にとつての要介護の発生確率が小さいことが、コンセンサスが得にくいことの原因となつていています。そうしたことから、介護を現実に体験している人にとっては、とても深刻な問題であるにもかかわらず、介護を必要としない場面に生活している人にとつては、まさに他人事であるわけです。

となる市町村の段階での議論は、まだまだ不十分であると言わざるを得ません。市町村にとって国や県は依然として「上部機関」として存在し、自治体の政策の大部分が、国の指導に基づいたものであるために多くの市町村当局は、介護保険法を主体的に担うという気持ちになりきれていないのが現状ではないだろうかと思います。「国が決めたことだから仕方なしにやらなければならぬ」「財政的には第二の国保になるのが心配だ」「うちみたいな過疎の町に充分なサービス供給量が確保できるだろうか」等々の不安な面が先行して、議論の糸口も見つけ出せないでいる市町村も多いことだと思います。私の町でもやつと庁内のプロジェクトチームが議論を開始し始めたところです。

今までの市町村における福祉政策は、受益者の申請に基づく行政処分(措置)として実施されてきたものであり、しかも予算の範囲内でのみ実施可能な事業でした。しかし、今回の介護保険法は、保険料負担から生じる権利としてのサービスをいかに提供するかという當みであるため、各市町村の保険料収入の試算から、法施行時(平成一二年四月)の要支援・要介護者の具体的なとサービス必要量の試算、サービス実施のための人材や施設の確保を独自に計画しなければならないこととなります。こうした問題を、「国から強いられている」と見るのか「国や県からの不要な介入を排し自らの地域で、地域独

の政策を創ろう」とするかは、すべて各市町村の自主性にかかっていると言えると思います。ただ、そのためには、いくつかの条件を付すとすれば、一つは、財政的不安の解消を国レベルで行うこと。二つめに、サービス提供量確保には、人口の過疎過密に左右されるため、人材の確保や、施設サービスの地域間格差を解消するための広域的施策が必要であり、県にその任務を持たせること。等が上げられます。

介護保険は高齢者福祉の総てではない。
あたり前のことではあります。何とかしら、介護保険法が今後の高齢者福祉の総てであるかのようにとらえられるような危険性を感じている私としては、あえてこのように言つておきたいと思います。法施行時四兆二千億円と

されている介護のための予算は、それだけではとうてい高齢者の皆さんへの福祉の充実に足りる金額ではないといふことです。即ち、この保険は、あくまで在宅、施設介護のためのものであつて、認定外の方々への、あるいは、認定外の福祉サービスは、当然として

介護保険法準備は、住民参加のもとで行おう。
介護保険法の実施方法は、未だ未整理な部分が多分にあります。そのため市町村(保険者)としても実施計画策定にあたつて大変苦労が多いと思いますが、まず第一に大事にしたいことは要支援者、要介護者の方々の思いや、要求を正しく把握することだと思います。そのためには、一人一人の思いを既成概念にとらわれず聞き歩くことから始めなければならないと考えています。そのためには、国は今まで以上に社会保障のための予算を増やさなければならぬないと考えていました。これは、従来の日本の行政の手法とはなじみの薄い手法であるために、最初は若干のとまどいがありますが、他にやり方が無いとすればやるしかな

いのです。そうしている内に、該当者は関係者との話し合いを開始することが、次に必要であると思います。行政(保険者)が担う役割、施設の役割、医師やその他の医療関係者の役割、サービス提供者(民間機関も含む)の役割、社会福祉協議会の役割等々、様々な人、様々な機関が力を出し合つて初めてその地域の福祉の総合力が發揮できるものだと信じています。各々の力がバラバラの方向を向いていたのでは、サービスを受ける側(広くは住民)にどうでは良い迷惑です。関係者の目標を一につし、その目標に向かつて役割を果たし合う。その結果が、市町村(地域)の福祉力として評価できるように、お互いの立場を認めながら話し合いを始めて行きたいものだと思います。その調整役を果たすのが行政であると思っています。

社協と介護保険法

社協とひと口で言つても、市町村によつて、その成り立ちや歴史、人員構成、取りくんでいる事業等が多少違つてゐるので「介護保険をかく取りくむべし」と言えるものではないと思つます。そこで私なりの介護保険法施行のために、市町村社協に期待することに

ついてお話ししたいと思います。

(一) 福祉のプロとして行政をサポートする社協

行政の仕事の下請けでなく、行政でも民間でも出来ない独自の福祉活動を展開してほしいと思っています。

(二) 介護保険法のサービス提供機関としての社協

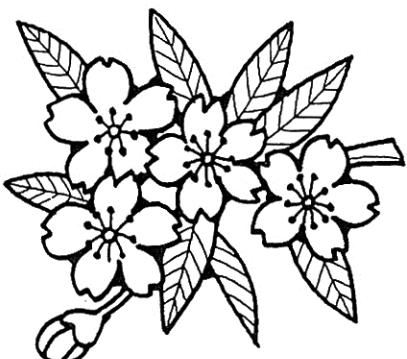
多くのホームヘルパーが所属する社協は、介護保険法のサービス提供機関として中心的役割を担うこととなると思います。そのためには、質、量ともにさらに充実したものとならなければならぬと思います。又、サービスには民間参入が必至です。各地域のサービスの公正性、公平性を図るためにも社協によるサービス提供が必要です。

(三) ケアコーディネイト機能を持つ社協

サービスの提供のみならず、市町村内の高齢者に対するケアコーディネーターとしての機能が一元的に求められていきます。その担い手として社協に期待しています。(もちろん、行政の責任を回避するものではありませんが。)

おわりに

思いつくままに、お話ししました。各市町村、各社協の現実に合わないことを申し上げたのではないかと若干心配しています。しかし世の中は大きく変わろうとしていますし、又、ある意味では、変えてしまわなければいけないものもあると思います。



実は、先の六月の豊津町長選挙で私が第一に訴えたかったのは、今までの我国の常識や、あたり前の事が、どうも国際的には少しづれて来ているのではないか、しかも政治や行政は、国民(住民)感覚とかみ合わなくなっています。そのズレや相違が何であるかは今明確に示すことが出来ないので、少なくとも今国民(住民)の求め目標がこれまで求めてきた目標(国が定めたもの)とは異なるものであると言うこと。そしてそれは新たに国民(住民)の総意で創り上げるべきものであることを思っています。

主権在民。眞の民主主義の確立。そのための地方分権の作業はやっと今、住民参加での自治体政策づくりとしての介護保険準備という形で緒についたばかりだと思います。

〈連載〉県内名物ボランティア

県内にはさまざまな分野で活動を行っているボランティアの方々がいらっしゃいます。

その中でも特に興味深い活動をされている方々にスポットをあてて登場していただき、それぞれの思いを語っていただきます。

第二回目は、吉富町よりボランティア太陽の会の若山カズさんをご紹介いたします。

若山さんは、阪神大震災への支援活動に参加され、実際に現地で活動をされて来られました。

(一) ボランティア活動の実際

明治、大正時代を生きてきた人達が「生きていて良かった」と思える様、私は人生のたそがれ!!まえを、「夕映えのよう美しく高齢者へ愛の手をさしのべてあげられたら」という気持ちがいつしか湧いていた。

平成2年吉富町ボランティア「太陽の会」が発足した。当初は高齢者への愛の弁当作りからだった。私は体験を生かして施設奉仕グループとして拓心苑で、入浴介助、食事介助、車椅子の介助、話し相手と、研修を兼ねた奉仕活動を始めた。現在の奉仕は特養二ホーム、それとは別に年一回特養五ホームへ訪問に行っている。

(一) ボランティア活動を始めたきっかけ
昭和50年9月より毎朝5時から一時間、「明るい家庭づくり」を心の教育として20名で学習を始めた。

当時の町長・公民館長・教育長は、朝の学習を体験して戦後の社会の家庭教育の崩壊防止に役立つ学習として認められ、公民館を貸して頂き、平成八年八月まで20年間一貫実施する。私は家庭において、数知れぬ苦難があつたが、生涯学習を続ける事により、そ

の苦難を乗り越えることが出来た。主人は、昭和60年になつたら、この学習を生かして、地域で福祉活動を夫婦ですることを念願していた。しかし、病床につき昭和61年1月に、志を全う出来ず「ガン」で亡くなつた。主人の意志を引継ぎ、平成元年五月より、心と身体がボランティアとして動き始めた。新吉富村の特別養護老人ホーム安雲拓心苑へ一人で行き、「ボランティアをさせて下さい」と訪れたのが、私のボランティアの第一歩だつた。



神戸のボランティア末岡和子さん（左）と共に

一番悲しい事は、高齢者ゆえ、いつ別者が来るか分らない。訪問してベッドが空いている時が一番悲しい。亡くなつたと聞いて悲しさを我慢して帰り、夜、床に入ると、亡くなつた人とのエピソード等を思い出し、涙が止めどもなく枕をぬらす事もあつた。

施設奉仕の体験を生かして、平成三年四月より吉富町老人クラブの支援活動員を公民館より依頼される。町の誕生会を毎月一回手伝うようになり、地域の高齢者の方々との交流が現在も続いている。

あつた。「させて頂きます」の真心が入所者との交流になり信頼となつてスキンシップが出来るようになつた。高齢者には、やさしい言葉が一番大切であり、言葉ひとつで『生きていて良かつた』と喜ばれる事が多い。

私は、平成七年一月一七日の阪神大震災のニュースを見て、行き場を失つた高齢者の姿が目に映つた。二月一二日に三泊四日の阪神大震災への支援活動に行く新聞記事を見て、参加を申込んだ。六八歳の年齢を忘れ、私にも何か出来る事があると信じてお願いしOKの返事をもらつ事が出来た。

中津市、豊前市、下毛郡の二〇代から四〇代の若い人達三九人で行動した。

地域を越え、年齢を問わず共に喜んで活動した。志を一つにした人達とのボランティア活動は生涯の宝となつた。

私の役目は四千食の準備で五升炊き炊

飯器六個のご飯焼きだつた。私は、神

戸市東灘区魚崎の四ヶ所の避難所で温

かいご飯とお汁を作つた。被災者の方々

は、手を握つて離さなかつた。悲しみ

や苦しみは、大震災の傷跡を現実に見

た人でないと理解出来ないと思う。避

難所から帰り、礼状やコーレルサービス

で、必要な物資を援助する事も出来た。

東灘区の末岡和子さんを新聞で知る。

彼女は現地のボランティアをしていた。

神戸へ吉富町の手作り生姜せんべいを

送り、それを末岡さんは私が二月に行

つた四ヶ所の避難所へ小袋に入れて届

けてくれた。その喜びの礼状が届いた。

末岡さん宅前の公園に川井仮設住宅

が建つており五〇人の一人暮らしの老

人達が入居していた。「孤独死をしてい

る人が出てきているので、若山さん助

けて」と電話があり、平成八年六月八

日より二泊三日の予定で神戸へ二度目

の支援活動に出発した。仮設住宅の五〇人と魚崎の老人ホームにも末岡さんと訪問したが、九州から六八歳の高齢者と喜ばれた。それ以来神戸へのかか出来る事があると信じてお願いしOKの返事をもらつ事が出来た。

この小さな吉富町のボランティア活動が、神戸の大震災のボランティアとして、行政の手の届かない神戸の路地裏に愛の灯を燈してあげることが出来、今、困つて苦しんでいる人への愛のネットワークは、「高齢者と共に生きる喜びに点火した。」

(三)ボランティアの立場から見た吉富町
公民館での「生涯学習」心の教育の場は、ボランティア活動の対人関係の和作りに役立つた。こういう場を貸して頂いた行政への感謝の心で一杯である。

(四)社会福祉協議会への要望・期待

吉富町ボランティア「太陽の会」も愛の弁当作りを母体に現在九つのグループで一四〇人の会員が活動している。

私も平成元年の一人歩きから、今は

会長を兼ねて、高齢者へのボランティアとしての体験が出来たことは、社協の暖かい協力を頂いているからだと感謝している。社協や行政では、タッチ

出来ない部分を、私達の活動で役に立てれば良いし、それが喜びでもある。

そして、社協とボランティアの関係を、今まで以上に深められればと思う。

■メッセージ

■経験年数 一年七ヶ月
■趣味・特技 文部省認定唱歌を歌うこと

大島村社会福祉協議会
遠藤 直子



明日花咲け

『社協臨時職員募集! 年齢四五歳まで』という告示を目についた途端、長年しまい込んでいた私のやる気と情熱が激しく燃え上がり、「よし! チャレンジ



してみよう」という気持ちになつたのが昨年三月末のことでした。五月に採用が決まりましたが、専業主婦が長かつただけに不安ばかりが大きくて勤務し始めた頃、どんな仕事をこなしていないか記憶に残つていないくらいです。正式な社協職員が一人もいなくて、法人化手続きに向け無我夢中で走り抜いてきた数ヵ月間でした。全ての手続きを終えて「認可書」を手にした時には、もしかして私の名が大島村史に残るのではないかと思つたほど大役を果たした気持ちでいっぱいでした。

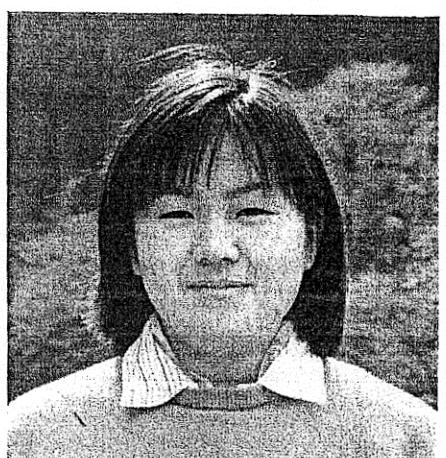
現在 社会福祉主事認定講習会参加中です。学び始めて間もなく、現役でバリバリ働いていた義父が突然倒れ入院することになりました。すでに入院中の祖母もいましたので、一度に二人の障害者をかかるようになり福祉とは何たるかを自らの問題として深刻に受け止めながら学ばせていただいております。「人格高潔で思慮円熟、社会福祉の増進に熱意があること」という福祉主事精神を原点におき、皆に親しまれる福祉活動専門員を目指して努力してゆくつもりです。産声をあげたばかりの大島村社協を「まなこ仲間」の皆様、どうぞ温かいまなこで見守って下さいますようお願い致します。

今まだ、他人の意見を鵜呑みにすることが多いです。これからは、自分の意見を持つて「謙虚かつ剛健」に努力していきたいと思います。

ることが多いです。これからは、自分 の意見を持つて「謙虚かつ剛健」に努力していきたいと思います。

今後も学ぶことに貪欲な社協職員であります。こんな生意がありたいと思つています。こんな生意気な若僧をどうぞよろしくお願ひします。

在も日々これ勉強だなあと大いに感じます。



志免町社会福祉協議会

力丸 美果

■経験年数 十一ヶ月

■メッセージ

希望の社協職員になることができ、嬉しさと期待いっぱいです。

年が過ぎました。忙しさや疲れで、また失敗の繰り返しで、たまに遠くに行

きたくなる日があります。そんな日は、私の変な趣味の一つの「地図を見る」とで行つた気分になります。しかし

本当に旅行に行きたくなつて、「一週間仕事休んでいいかな?」なんて悩んでいます。

とにかく、皆に親しまれる福祉活動専門員を目指して努力してゆくつもりです。産声をあげたばかりの大島村社協を「まなこ仲間」の皆様、どうぞ温かいまなこで見守って下さいますようお願い致します。

田主丸町社会福祉協議会

相良 昭宏

■経験年数 十一ヶ月

■趣味・特技 映画、柔道、歌

■メッセージ

はじめまして。田主丸町社会福祉協議会において福祉活動専門員をさせていただいている相良です。平成一〇年の四月からですが、なかなか仕事に慣れず先輩方に御迷惑をかける日々が続いています。私自身は大学で学んだことを職場で生かせねばと思つていたの

ですが、実際のところは、なかなか生かせていないことに焦りを覚えるばかりで、自分の力不足、経験不足を感じざるを得ません。そんなわけで私にとっては学ぶべきことが多いのですが、特に自分の中では、地域の人から学び



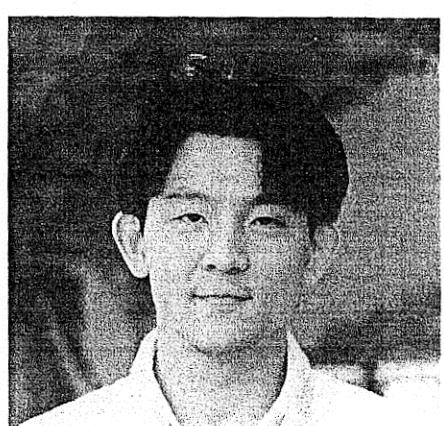
浮羽町社会福祉協議会

國武 龍一

■経験年数 十一ヶ月

■趣味・特技 スポーツ・レクリエーション・キャンプ

■メッセージ



今年から社会福祉協議会に、地域福祉活動コーディネーターとして入りました。

昨年までは、福岡市の体育館で勤務していましたので、比較的に年齢も若く、身体も自由に動く方々を対象に